

厚生労働省



《厚生労働省》

表 14-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日決定） 平成19年9月28日一部変更 平成20年3月31日一部変更 平成21年3月31日一部変更 平成22年3月31日一部変更 平成23年5月19日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 法第9条に規定する政策 (2) 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なもの又は補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないものを除く。） (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 政策体系に基づき対象とする政策 前年度の実施計画の評価予定を踏まえつつ、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。 ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合 a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策 b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等 ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 (2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの (3) 公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策 ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの (5) 法第7条第2項第2号に規定する政策 (6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業 (7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税） (8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの (9) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの ○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)、(8)及び(9)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。 ○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部

		局及び査定課と緊密な連携を図る。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。
<b>実施計画の名称</b>	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）（平成23年5月19日決定）	
<b>実施計画の主な規定内容</b>	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6の施策目標 ※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。 ○ 総合評価：9政策 ○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した9の事業及び3の成果重視事業
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：該当なし ○ 未了：個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。 (1) 施策中目標のうち、指標のモニタリング結果により評価の必要が生じたもの (2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 (3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの (5) その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

表14-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした政策 の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式：9 件 (新規事業等) 〔表14-3-ア〕	事業の政策効果が有効であると認められたため 予算要求を行う	9	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 概算要求に反映	9 9	
	事業評価方式：35 件 (個別公共事業) 〔表14-3-イ〕	新規採択が妥当である	35	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	35	
	事業評価方式：27 件 (研究開発) 〔表14-3-ウ〕	新規採択が妥当である	27	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした 概算要求に反映	27 27	
	事業評価方式：16 件 (規制) 〔表14-3-エ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	16	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした（行うことを予定）	16	
	事業評価方式：17 件 (租税特別措置等) 〔表14-3-オ〕	妥当である	17	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	17	
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：6 件 〔表14-3-カ〕	見直しの上増額	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	5
			見直しの上現状維持	3	概算要求に反映	5
					機構・定員要求に反映	3
		定員要求に反映	3			
		見直しをせず、現状維持	1	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	1	
		概算要求に反映	1			
	政策の重点化等	1				
	事業評価方式：9 件 (継続事業) 〔表14-3-キ〕	継続が妥当である	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	8	
				概算要求に反映	8	
		2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	1	概算要求に反映	1	
政策の一部の廃止、休止又は中止				1		
事業評価方式：3 件 (成果重視事業) 〔表14-3-ク〕	目標の達成に向けて取組を進める	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	3		
			概算要求に反映	3		

政策評価の対象 としようとした政 策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
	総合評価方式：9 件 〔表14-3-ケ〕	—	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	8
				2 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った（する こととした又はする予定） 【改善・見直し】	1
		概算要求に反映	1		
		政策の重点化等	1		
	事業評価方式：1 件 （租税特別措置等） 〔表14-3-コ〕	継続が妥当であ る	1	評価結果を踏まえ、評価対象の施策 について、引き続き当該措置が必要 である 【引き続き推進】	1
未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	事業評価方式：42 件 （個別公共事業（再 評価）） 〔表14-3-サ〕	継続が妥当であ る	41	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	41
				2 評価結果を踏まえ、当該政策の 一部を中止した（中止する予定） 【改善・見直し】	1
		見直しが妥当で ある	1	政策の一部の廃止、休止又は中止	1
その他の 政策 （法第7条第2 項第3号）	事業評価方式：4 件 （個別公共事業（再 評価）） 〔表14-3-サ〕	継続が妥当であ る	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	4
	事業評価方式： 476件 （個別研究開発課 題） 〔表14-3-シ〕	行政課題の解決 に貢献している	476	今後同種の政策の企画立案や次期研 究開発課題の実施に際し反映する予 定である	476

(注) 個別公共事業（再評価）のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

## 表14-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき、平成24年度予算概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、9の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度事前事業評価書」として公表。

表14-3-ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援の強化(新規)
2	「大学生現役就職促進プロジェクト（仮称）」の推進(新規)
3	「在宅医療提供拠点薬局整備」事業(新規)
4	臨床研究中核病院（仮称）の整備事業(新規)
5	「レギュラトリーサイエンス推進寄付講座」（新規）
6	「承認審査等医薬品開発グローバル化対策事業」（新規）
7	「ライフィノベーション推進のための医薬品使用環境整備」事業
8	個人輸入・指定薬物等適正化対策事業費（新規）
9	医療情報連携・保全基盤推進事業(新規)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表14-4-(1)参照。

- (2) 新規採択を要求している公共事業の35の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成24年2月21日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表14-3-イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（15（2）地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（20（7）地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表14-4-(2)参照。  
2 本表は平成23年度予算にかかる事前評価の対象地区数であるが、地区数のうち、（ ）内は、22年度予算に係るものであり内数。

- (3) 平成24年度予算概算要求を行う27の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成23年12月12日に「厚生労働省の平成24年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」として公表。

表14-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（26事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表14-4-(3)参照。

- (4) 規制の新設又は改廃に係る以下の16の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成23年4月18日、6月27日、8月29日、10月31日、24年2月29日、3月12日、3月22

日、3月28日及び3月29日に「規制影響分析書」として公表。

表 14-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	医薬品に関する広告制限の対象の追加（乳癌治療薬「エリブリン」、その塩類及びそれら製剤について）
2	医薬品に関する広告制限の対象の追加（リンパ腫治療薬「ポリノスタット」及びその製剤について）
3	医薬品に関する広告制限の対象の追加（乳癌治療薬「フルベストラント」及びその製剤について）
4	「毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外）」について（2件）
5	「第3号被保険者の不整合記録に係る再発防止策」について
6	「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」について
7	「職場における受動喫煙防止対策の強化」について
8	「精神的健康の状況を把握するための検査等」について
9	「石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
10	医薬品に関する広告制限の対象の追加（肺癌治療薬「クリゾチニブ」及びその製剤並びに白血病治療薬「モガムリズマブ」及びその製剤について）
11	「障害者自立支援法等における事業者等の指定要件の見直し」について
12	「有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換」について
13	「所在不明の年金受給者に係る届出義務化」について
14	「子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置」について
15	「総合こども園の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」について

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表 14-4-(4) 参照。

2 表中の( )の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(5) 租税特別措置等に係る 17 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日及び 10 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-オ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	雇用促進税制の拡充
2	新築住宅に係る特例措置の延長
3	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設
4	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設
5	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
6	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
7	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
8	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続
9	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
10	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大
11	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
12	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長
13	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し
14	中小企業投資促進税制の拡充
15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長
16	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
17	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表 14-4-(5) 参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）」に基づき、6の施策目標について評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「実績評価書」として公表。

表 14-3-カ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	労働条件の確保・改善を図る（施策中目標Ⅱ-2-1）	引き続き推進
2	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する（施策中目標Ⅲ-1-5）	改善・見直し
3	医療需要に見合った医療従事者を確保する（施策中目標Ⅳ-1-2）	引き続き推進
4	難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する（施策中目標Ⅳ-3-2）	引き続き推進
5	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する（施策中目標Ⅳ-4-3）	引き続き推進
6	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する（施策中目標Ⅳ-6-1）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表14-4-(6)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成19年度に事業評価（事前評価）を実施した20年度予算概算要求に係る新規事業のうち、23年度における継続事業9事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度事後事業評価書」として公表。

表 14-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	産科医療機関確保事業	引き続き推進
2	医療機関・公共機関等への個人防護服（PPE）の確保事業	引き続き推進
3	糖尿病等の生活習慣病対策推進費	引き続き推進
4	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化事業	引き続き推進
5	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設	引き続き推進
6	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化事業	引き続き推進
7	「職業能力形成システム」（通称：「ジョブ・カード制度」）の構築	引き続き推進
8	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	改善・見直し
9	A S E A N地域の健康確保対策事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表14-4-(7)参照。

(3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）」に基づき、3つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度成果重視事業評価書」として公表。

表 14-3-ク 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	引き続き推進

2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
3	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表14-4-(8)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）」に基づき、9政策について評価を実施し、平成23年9月30日に「平成23年度総合評価書」として公表。

表 14-3-ケ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する。」について	引き続き推進
2	「求職者支援制度の創設」について	改善・見直し
3	「格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。」について	引き続き推進
4	「規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む」について	引き続き推進
5	「「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する」について	引き続き推進
6	「国民と向き合う行政の実現」について	引き続き推進
7	「ワークライフバランス推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進」	引き続き推進
8	省内事業仕分けの実施等について	引き続き推進
9	「人事評価制度の実施及び職員の能力向上」について	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表14-4-(9)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 14-3-コ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表14-4-(10)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の46実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成24年2月21日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 14-3-サ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（8地区）	引き続き推進 （8地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（38（15）地区）	引き続き推進 （37地区） 改善・見直し （1地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表14-4-(11)参照。

2 本表は平成23年度予算にかかる再評価の対象地区数であるが、地区数のうち（ ）内は、22年度予算に係るものであり内数。

(7) 事業評価方式を用いて、平成22年度に終了した476研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成23年12月12日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表 14-3-シ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	
1	I 行政政策研究分野	行政政策（27課題）
2		厚生労働科学特別研究（13課題）
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（51課題）
4		臨床応用基盤（10課題）
5	III 疾病・障害対策研究分野	成育疾患克服等次世代育成基盤（10課題）
6		第3次対がん総合戦略（24課題）
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合（150課題）
8		長寿・障害総合（49課題）
9		感染症対策総合（41課題）
10	IV 健康安全確保総合研究分野	地域医療基盤開発推進（16課題）
11		労働安全衛生総合（10課題）
12		食品医薬品等リスク分析（62課題）
13		健康安全・危機管理対策総合（13課題）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表13-4-(12)参照。

## 政策体系（厚生労働省）

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

## 厚生労働省の使命

社会保障は国家の礎（いしずえ）の一つであり、厚生労働行政が「いのちを守る」政策の柱であるという認識に立ち、「格差が少なく、何歳になっても働きたい男女が働くことができ、安心して子供を産み・育てることができ、地域で健康に長寿を迎えられる社会（世界に誇る少子高齢社会の日本モデル）」を実現することが厚生労働省の使命である。

基本目標	施策大目標	施策中目標
I 格差の縮小を図る	1 ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する	1 ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する
		2 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
		2 第二のセーフティネットの整備や、地域のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する
	2 第二のセーフティネットの整備や、地域のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する	1 第二のセーフティネット（求職者支援制度の創設等）を整備する
		2 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障を図る
		3 ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援護が必要な方の地域での自立を支援する
	3 ポジティブ・ウェルフェア（就労支援等の積極的な福祉施策）を推進する	1 生活保護世帯の自立を支援する → I-1-2（生活保護を適切に実施する）参照
		2 母子家庭の母等の自立を支援する → III-1-6（ひとり親家庭の自立を支援する）参照
	II 意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する	1 雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る
2 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る		
3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る		
4 多様な職業能力開発の機会を確保する		
5 若年者のキャリア形成を支援する		
6 障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する		
7 技能の継承・新興を推進する		
2 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する		1 労働条件の確保・改善を図る
		2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する
		3 労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う
		4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する
		5 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する
		6 安定した労使関係の形成を促進する
		7 個別労働紛争の解決を促進する
		8 豊かで安定した勤労者生活の実現を図る
3 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する	1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する	
III 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する	1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る	1 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る
		2 地域における子ども・子育て支援策を推進する

IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する

1 医療サービスを安定的に提供する

- 3 就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する
- 4 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
- 5 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する
- 6 ひとり親家庭の自立を支援する
- 7 子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する
- 8 仕事と家庭の両立を支援する  
→ II-3-1 (男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する) 参照

- 1 地域の医療連携体制を構築する
- 2 医療需要に見合った医療従事者を確保する
- 3 医療従事者の資質の向上を図る
- 4 医療安全確保対策を推進する
- 5 政策医療を向上・均てん化させる
- 6 新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る
- 7 新医薬品・医療機器を迅速に提供する
- 8 医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する
- 9 医薬品の適正使用を推進する
- 10 安全で安心な血液製剤を安定的に供給する

2 高齢者医療制度改革を含め、持続的・安定的な医療保険制度を構築する

- 1 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む
- 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る

3 がん、脳卒中、心臓病等への対応、合意に基づく予防接種の推進、健康づくりの推進等により、国民の健康を支援する

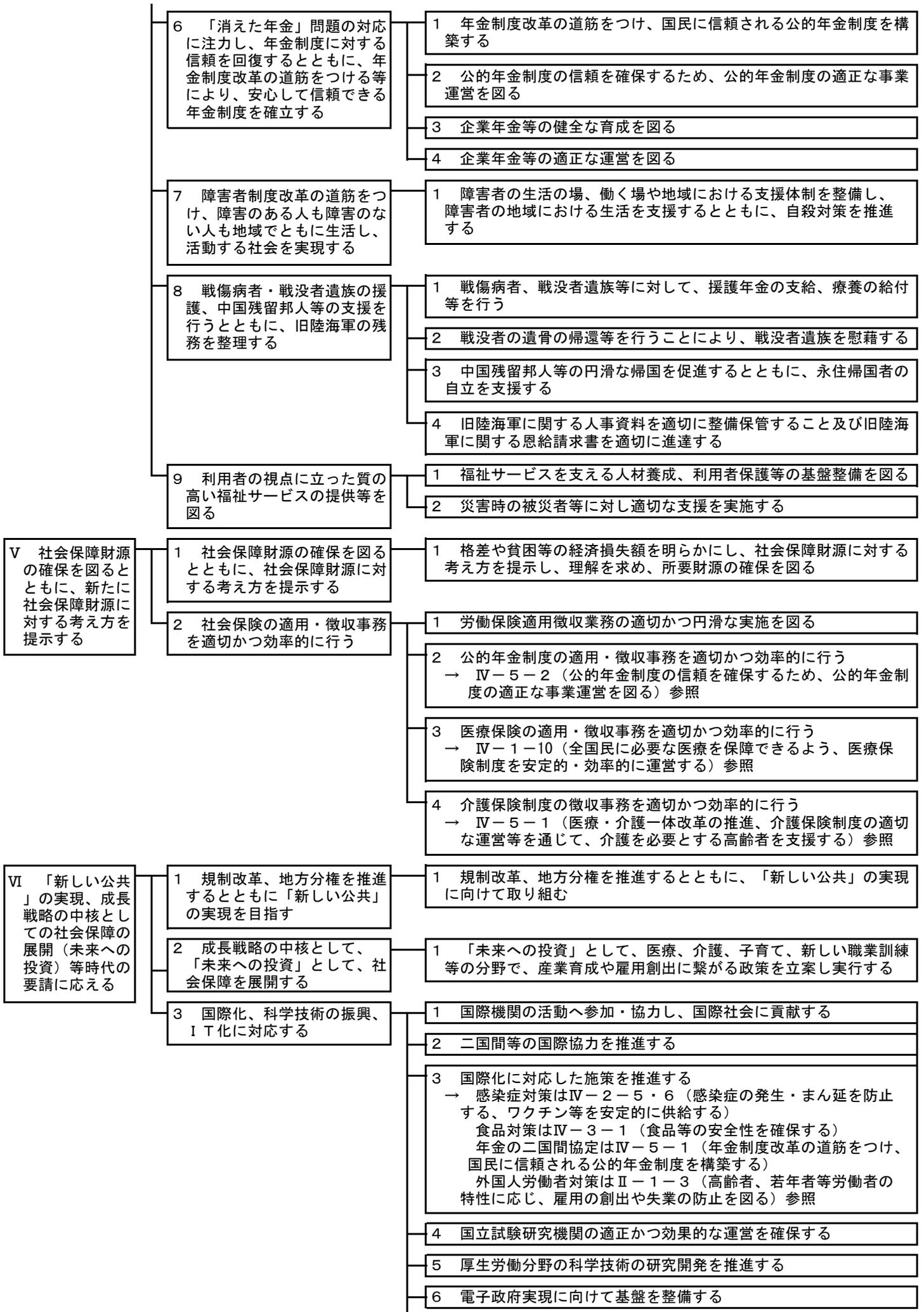
- 1 適正な移植医療を推進する
- 2 難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する
- 3 原子爆弾被爆者等を援護する
- 4 感染症の発生・まん延を防止する
- 5 ワクチン等を安定的に供給する
- 6 地域の保健医療体制を確保する
- 7 健康づくりを推進する
- 8 健康危機管理体制を整備する

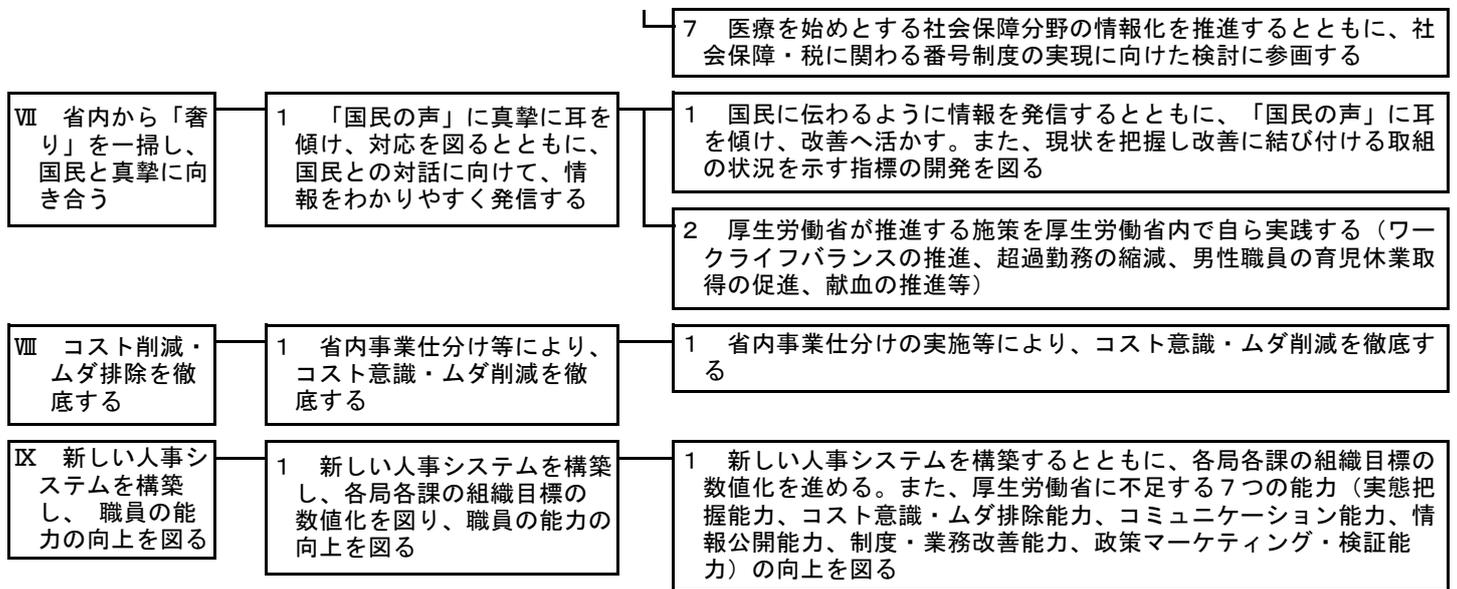
4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する

- 1 食品等の安全性を確保する
- 2 安全で質が高く災害に強い水道を確保する
- 3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する
- 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止する
- 5 生活衛生の向上・推進を図る

5 医療・介護一体改革の道筋をつけ、介護保険を適切に運用し、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を作る

- 1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する
- 2 高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、生きがいづくり及び社会参加を推進する





(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h23/dl/01.pdf>) 参照

